

## 東浦町公共下水道排水区域外流入の許可要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、排水区域外からの汚水の流入の許可等に関し必要な事項を定めるものとする。

(範囲)

第2条 排水区域外からの流入を認める敷地（一体として利用していると町長が認める敷地をいう。以下同じ。）は、次のいずれかの敷地とする。

(1) 供用された公共下水道に隣接し、これを利用して汚水を排除できる敷地

(2) 前号の敷地に隣接し、当該敷地の排水設備を利用して汚水を排除できる敷地

2 前項の規定にかかわらず、公共下水道計画区域内にあり、かつ、公共施設の場合で、町長が必要と認めるときは排水区域外からの流入を認めるものとする。

(手続等)

第3条 排水区域外流入を希望する者は、公共下水道排水区域外流入要望申請書（様式第1）を提出するものとする。

(費用負担等)

第4条 前条の申請により流入を認められた者は、一敷地に対して、知多都市計画東浦下水道事業受益者負担に関する条例（昭和61年東浦町条例第34号）第4条に規定する受益者が負担する負担金に相当する額を一括して支払うものとする。

2 第2条第1項第1号及び同条第2項により流入を認められた一敷地の接続に要する公共汚水ます及び取付管について、設置及び費用負担は申請者とし、維持管理は本町が行い、所有権は本町に帰属する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、公共下水道排水区域外流入の許可に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

様式第1（第3条関係）

公共下水道排水区域外流入要望申請書

年 月 日

東浦町下水道事業 東浦町長

申請者	住所			
	氏名		電話	
申請地 (行が不足する ときは別紙とし てください)	大字・字	地番	地目	面積(m <sup>2</sup> )
	東浦町大字 字			
申請区分	<input type="checkbox"/> 供用された公共下水道に隣接し、これを利用 <input type="checkbox"/> 隣接する排水区域の排水設備を利用			
主な用途	<input type="checkbox"/> 一般住宅 <input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
申請理由等 (利害関係人 が複数あると きは別紙とし てください)	<input type="checkbox"/> 新築建物の接続のため <input type="checkbox"/> 既存建物の接続のため  <input type="checkbox"/> 申請者以外に利害関係人がある場合の事前承認あり (氏名 住所 )			
特記事項				

【注意事項】

- この申請にあたっては、事前にご相談ください。何らかの理由により公共下水道に接続ができない場合は、浄化槽により対処頂くこととなります。
- 利害関係人その他第三者から異議が発生した場合は、申請者が一切を解決してください。
- 流入を認められた一敷地に対し、知多都市計画東浦下水道事業受益者負担に関する条例（昭和61年東浦町条例第34号）第4条に規定する受益者が負担する負担金に相当する額を一括してお支払いただきます。また、接続に要する公共汚水ます及び取付管等については、設置費用は申請者の負担になりますが、町が管理する所有物となります。